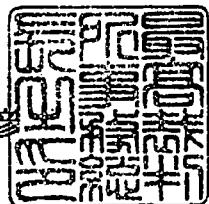


令和元年8月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

報道機関からの照会に対応するために作成した、事実関係の問合せへの応答に係る文書（直近に作成したもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、7月8日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る文書には、具体的な報道照会の内容が分かる情報及び同照会を特定できる情報が記載されており、その内容が公になると、報道機関における取材活動の内容が明らかになる等、個々の報道機関の取材活動の存在、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大き

【機密性2】

く損なうおそれがある。

イ また、同文書には、同照会内容に関する最高裁判所の具体的な報道対応方
法が記載されており、その内容が公になると、今後、報道機関をはじめとした外部対応を行ふうえで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 以上のことから、不開示とした情報は、いずれも公にすると裁判所の広報
事務の適正な遂行を困難にする可能性がある情報である（同法第5条6号）。

エ よって、原判断は相当である。